

【協議 2】

秋田市エリア交通大住・仁井田・御野場地区における運賃について

1 概要

本市で実施しているエリア交通（予約制乗合タクシー）は、これまで道路運送法第21条に基づく実証運行として、運行地区ごとに認可取得の手続を行っているが、大住・仁井田・御野場地区における運行期間が今年12月12日で3年経過となり、同法による認可取得の継続が原則認められることから、同法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業に切替え運行を継続しようとするものである。

よって、同事業の実施にあたり、運賃に係る協議を行う必要があることから、以下のとおり協議しようとするものである。

2 運賃（案）

本件については、道路運送法に基づく事業切替に伴い協議を行うものであるが、現在と同じ運行内容で事業実施することから、これまでと同じ運賃を設定するものである。

(1) 営業区域および運送する区間

資料1のとおり

(2) 運行事業者

国際タクシー株式会社

(3) 運賃

大人1人あたり：300円、小学生：半額、未就学児：無料（変更なし）

(4) 適用する期間

令和7年12月13日から（予定）